学童保育の今後のあり方

― 放課後児童指導員への質問紙調査から ―

伊　藤　陽　一

Reconsidering the Future of After School Care Program:
From the Questionnaire Survey of After-School Child Counselor

Yoichi Ito

要旨：

現代の家庭や地域社会は大きく変貌を遂げている。そのなかで、子どもが事件事故に巻き込まれるケースが度々発生している。このことから、学童期の子どもを育てている、共働き家庭や働く女性は、放課後の子どもの生活が安全・安心な場が必要となっている。

学童保育の設置根拠は、子どもやその保護者・家庭に関連した、児童福祉法、子ども子育て支援法、児童の権利に関する条約等があり、また、厚生労働省より出されている、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等があり、さらに、厚生労働省及び文部科学省が一体となって出した、放課後子ども総合プラン等がある。今必要となっている学童保育の支援制度を整理した。

また、放課後児童指導員に対して、子どもとの関係や専門職についての思い等について質問紙調査を行い、そこから導かれた結果から、「適切な遊び等の健全育成」、「家庭にかわる生活の場」、「子どもと親の安心・安全の場」という学童保育の独自性ある活動からの視点で、学童保育施設の量と質の問題、施設の規模、設備等の統一と充実、統一した保育指針の必要性、自分の専門性や知識・経験が担保できる専門職養成や研修制度の必要性等について明らかにした。親のニーズと子どものニーズを汲みつつ、子どもの最善の利益を追求すること等を考察として挙げた。

キーワード：

学童保育　放課後児童指導員　子どもの健全育成　子育て制度・施策

Ⅰ　はじめに

学童保育とは、児童福祉法第6条の3第2項で、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と規定されている。これは、核家族化が進行する中、日中に保護者が就労により家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子ども（保護者以外の同居家族がいない状況も含む）を対象として、小学校から帰った後の放課後や、長期休暇（春休み･夏休み･冬休み）等の学校休業日に、その時間・期間において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの放課後の遊び・生活を支援し、子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

また、学童保育の必要性はいくつかの環境の変化により増大していると思われる。第一に、都市化にともなう地域環境の変化、第二に、共働き家庭や働く女性、母子・父子家庭の増加等による生活

環境の変化、第三に、子ども自身の変化があげられる。特に子ども自身の変化は、子どもが安全に安心して自由に遊ぶことのできる場がなくなっている「空間が減少」と、1日のスケジュールが塾や習い事でいっぱいになり、遊ぶ時間がとれない「時間の減少」、そして、少子化等の影響も重なり、子ども同士の関わる機会が減る「仲間の減少」のいわゆる「三間の減少」等により、学童保育の需要やその質が高まっている。

このような社会環境の変化にあいまって、学童保育の必要性が認識されだした。こうした学童保育の現状について、先行研究においても、平田（2007）は、文献調査から、学童保育の歴史を整理したうえで、学童保育の質的拡大と量的拡大、放課後児童指導員の雇用条件問題及び専門性に関する課題について指摘している。学童保育の家族支援の視点として、伊部（2010）がソーシャルワークの観点から、指導員の指導員の援助観・人間観や、利用者の生活の全体像をとらえる視点，実践をふりかえり、共有していくための事例研究を行うことの意義について提示し、学童保育を基盤とした子育て・家庭支援の活動には、地域における社会的養護と子育て支援の双方にまたがる内容を含むことと、示唆した。また、放課後児童指導員の専門性に関する先行研究として、上村・坂本・伊勢（2013）と藤田・小林・草野（2011）の研究があり、上村らは、指導員が日常の業務において抱えやすい困難性について質問紙調査を行い、「学習」、「遊び」、「人間関係」、「保護者」の4項目に分類し、それぞれ要素を明らかとした。示されたこれらの要素は、学童保育の指導員が日常的業務において抱えやすい困難性であり、業務を行う上で、解決すべき課題や対応することが難しい問題、更には、指導員の業務負担感等へと繋がる可能性を持つものであると述べている。また、藤田らは、指導員の専門性の向上および環境の改善を通して、量的拡充ばかりでなく、いかに保育の質を確保するかが問われていると述べ、学童保育指導員の仕事は、高い専門性を必要とするが、行政・社会・保護者に十分に理解されていないことを示したうえで、第一として、保育の質をチェックする仕組みが存在していないこと。第二として、学校教育と放課後対策を連関させた人間形成の教育を行うきめ細かな議論が必要なこと。第三に、指導員の実態として待遇の悪さからの退職者が多いことを指摘している。

これらの先行研究や他の先行研究のなかで、制度施策、特に「子ども・子育て関連3法」と放課後児童指導員の意見からの論文がないこと。併せて、制度施策で示されている、「適切な遊び等の健全育成」、「家庭にかわる生活の場」、「子どもと親の安心・安全の場」という学童保育の独自性ある活動に言及した研究は見当たらないことから、本稿では、こうした社会環境の変化や先行研究を受け、今必要となっている学童保育の支援制度を整理する。また、現職の放課後児童指導員の質問紙調査を行い、制度施策の整理から導いた結果と調査の結果を比べつつ、学童保育の独自性ある活動に着目し、子どもとその親の支援、放課後児童指導員及び学童保育のあり方について考察し、今度に向けての課題を明確にする。

Ⅱ　目的と研究の方法

本研究において、学童保育の制度施策等の動向の整理から、学童保育の独自性やその質・量とも確保できているのか等を考察する。さらに学童保育所に勤務する放課後児童指導員に対して質問紙調査を行い、学童保育の独自性の明確化や学童期の子どもに対しての最善の利益とは何か、そして、保護者にたいしての支援のあり方を明らかにする。また、そこから今後の学童保育のあり方の方向性を探ることを目的とする。

Ⅲ　結果及び考察

1. 学童保育の制度施策等の動向

学童保育の歴史は、戦前より学童期の子どもを預かり学童保育の役割を果たしていた、隣保館事業やセツルメント活動として行われていた。日本で最初の学童保育といわれているのは、1948年に大阪市で今川学園が学童保育を行った。その後、1953年東京都立保育園園長による設置運動がおこり、1956年大阪西淀川区の児童館で「学童クラブ」が発足し広がりを見せていった。

保育事業は、戦後間もなく1947年に児童福祉法で制度化されていたが、学童保育の制度化は、50年間かかり、1997年の児童福祉法改正により、「放課後児童健全育成事業」として、法的に適用されることになった。

ここでは、学童保育がどのような経過で制度化されたのかを踏まえながら、学童保育の関連制度施策について整理を行いたい。

(1) 児童福祉法改正までの経緯

学童クラブは、戦後、私立保育園やセツルメント活動を行う児童館や隣保館によって学童保育が始められた。日本初の学童保育は、1948年に大阪市の今川学園で発足した。また、1953年東京都立保育園園長による設置運動がおこった。このように学童保育は、就労する母親たちを中心にして、学齢期の子どもたちが放課後に安全に過ごせる生活の場を確保する民間運動の中で発生した、保護者自身の手による共同保育として始まった。さらに、1967年に全国学童保育連絡協議会（以下「学童保育協議会」という。）が結成され、1975年にはその呼びかけによる制度化要求50万人署名をおこない、1985年には国の制度化を求める国会請願（108万人署名）などが行われた。これらの流れを受けて、同年第102回国会でこの請願が採択されたのち、1997年にようやく児童福祉法が改正され、1998年4月に学童保育は「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法の適用範囲とされた。これは、女性の社会進出が進む中、学童保育の拡充を求める声は根強く、1990年代以降、「少子化対策」の一環として「子育て支援」を重要な政策課題である事情もあり、ようやく学童保育は、保育所施策より遅れること50年後の法制化であった。

(2) 学童保育の関連制度施策

学童保育は、子どもやその保護者・家庭に関連しており、その制度施策を列挙してみると、児童福祉法、児童福祉法施行令、社会福祉法、日本国憲法、子ども子育て支援法、児童の権利に関する条約、児童憲章等があり、さらに、厚生労働省より出されている、放課後児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童クラブガイドライン、厚生労働省及び文部科学省が一体となって出した、放課後子どもプラン、放課後子ども総合プラン等と多岐に及ぶ。この中から、①児童福祉法及び児童福祉法施行令、②子ども子育て支援法、③放課後児童健全育成事業、④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、⑤放課後児童クラブガイドライン、⑥放課後子どもプラン、⑦放課後子ども総合プランについて整理したい。

①児童福祉法

児童福祉法については、1997年の改正により、学童保育が位置づけられた。

学童に関係する条項を整理すると、第1条の「児童福祉の理念」、第2条の「児童育成の責任」、第3条の「原理の尊重」とあるが、特に改正された条項の部分は、第6条3の「事業」で「②この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働

等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施 設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と位置付けられている。

第21条の9の「子育て支援事業」の中に「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるものが着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」と明文化されている。さらに、同条の10「放課後児童健全育成事業の利用の促進」で「市町村はご児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の3第2項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。」、同じく21条の11で「市町村の情報提供等」、を示し、市町村が学童保育の利用を推進することとそのための情報提供を行うことを明記した。

また、第34条の8「放課後児童健全育成事業」で「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」とし、同条の8の2「設備及び運営の基準」、同じく34条の8の3で「報告及び立入検査等」で「市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事 業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し 質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」とあり、市町村が学童保育を行うことと、その責任についても明記されている。

②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（2014年4月）の中に位置付けられた。

事業の種類として、ア. 放課後児童健全育成事業、イ. 放課後子ども環境整備事業、ウ. 放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）エ. 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）オ. 放課後児童指導員等資質向上事業の5つの事業がある。

現行法の中の放課後児童健全育成事業は、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされ、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、その健全な育成を図るものである。実施主体は、市町村、社会福祉法人、その他の者で、第2種社会福祉事業の特典と一定の基準を満たす事業については補助が行われる。この事業は、放課後児童指導員を配置し、その内容は、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと 、放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動を行うこととされている。

③子ども子育て支援法

子ども・子育て支援法は、通常国会（2013年1月28日に召集された第183回通常国会）で可決され、2015年4月の施行を予定している子育てに関する新しい法律である。

この法律は、現在大きな社会問題となっている少子高齢化問題を解消する手段の一つとして制定されたもので、同法のポイントは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3点である。この中で、学童保育に関係するものは、「保育の量的拡大・確保」であり、放課後児童クラブの数値目標を85万人から129万人へ増加予定としている。

また、この子ども子育て支援法では、放課後児童クラブの主な改正事項として、ア. 対象児童を、現行では、「おおむね10歳未満の留守家庭の小学生」から「留守家庭の小学生」とし、小学6年生までの全学年を対象にし、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当させた。イ. 設備及び運営の基準を、現行の「特段の定めなし」から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」とした。ウ. 市町村の関与を、現行の「開始後1ヶ月以内に事後の届け出など（届け出先：都道府県）」から「事業開始前の事前の届け出など（届け出先:市町村）」に変更した。エ. 計画等を、現行の「市町村行動計画の策定、総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務」から「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定、総合的かつ計画的に事業を実施する責務」とし、地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすることとした。

放課後児童クラブ事業はそれぞれが独立した事業であったのに対して、子ども・子育て支援法では「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠の中に含まれることにより、一体的な制度設計・運営が行われると想定される。

④放課後児童クラブガイドライン

放課後児童クラブガイドラインの策定過程は以下の通りになる。放課後児童クラブの事業主体や運営は多様であって、多様性を包み込む政策が採られていた。したがって、国においても、保育所における保育所保育指針のような運営のガイドラインとなる指針は、なかった。しかし近年、放課後児童クラブに対するニーズの増大や多様化は著しく、クラブの大規模化や待機児童の存在などの課題のほか、開所日数や時間帯に係るいっそうの多様化が進み、運営実態そのものの多様化が一段と加速されることになった。こうした動向のなか、厚生労働省は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」（2007年10月19日付）を発出した。このガイドラインは、より良い方向に誘導するガイドラインとしての性格を有するものとして作成され、以後、地方自治体における独自のガイドラインの作成や、このガイドラインに基づく運営の強化など行うようになった。

放課後児童クラブガイドラインの内容は、ア. 対象児童、イ. 規模、ウ. 開所日・開所時間、エ. 施設・設備、オ. 職員体制、カ. 放課後児童指導員の役割、キ. 保護者への支援・連携、ク. 学校との連携、ケ. 関係機関・地域との連携、コ. 安全対策、サ. 特に配慮を必要とする児童への対応、シ. 事業内容等の向上について、ス. 利用者への情報提供等、セ. 要望・苦情への対応の14項目ある。その中の「カ. 放課後児童指導員の役割」では、「(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2) に掲げる活動を行うこと。①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮、②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、③保護者との対応・信頼関係の構築、④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護、⑤放課後児童指導員としての資質の向上⑥事業の公共性の

維持、(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。④基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。」を掲げ、各学童クラブの多様性の中にも、放課後児童指導員の役割を明らかにしたことは大きな意味があるといえる。

また、放課後児童クラブガイドラインが通知されて5年後の2012年に、放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究として、放課後児童クラブの運営内容に関する研究会（柏女霊峰淑徳大学教授座長）による「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」が策定された。策定にあたっては、2007年放課後児童クラブガイドラインから、さらに放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加したことにより、課題がより浮き彫りになったためである。「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」は、2007年放課後児童クラブガイドラインの視点を踏襲したとし、「①子どもの視点に立ち、子どもにとってどういう放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や提供すべき機能を検討したこと。②子どもの発達段階、家庭生活等も考慮して、放課後児童指導員が子どもとどのような視点で関わることが重要であるかを示すことを目指したこと。③守秘義務や専門性の向上に関すること等、現場の放課後児童指導員の取組や職業倫理に関することについて盛り込んだこと。④今後、国が児童福祉法第34条の8の2第2項に基づいて規定する省令基準に盛り込まれると想定される人員配置や施設設備等に関する基準について、望まれる基準内容を総則にまとめて盛り込んだこと。⑤放課後児童クラブに関する法改正、並びに5年間の放課後児童クラブの運営等に深くかかわる法改正、制度改正をふまえた改訂を行ったこと。⑥この間の放課後児童クラブに関する施策と実際、放課後児童クラブに関する研究の成果等を盛り込んだ改訂を行ったこと。⑦この間の子ども家庭福祉施策の動向と研究成果からも学んで、今回のガイドラインに反映できるものは取り入れるように心がけたこと。」以上の視点を追加した。これらのガイドラインや2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき策定される、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の基となった。

⑤放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定になっている。

この制度は、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることを主眼とし、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準は、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることになった。

主な基準としては、第5条 支援の目的（市町村が参酌すべき基準）「支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない」とし、第10条　児童の集団の規模（市町村が参酌すべき基準）では、一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下とした。開所日数と開所時間は、第18条で、原則1年につき250日以上、土･日･長期休業期間等（小学校の授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上、平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上（その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める）とした。

学童保育を行う職員の資格要件は設置者（自治体・事業者）によって異なるが、2007年10月、厚生労働省より出された、放課後児童クラブガイドラインでは、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（1948年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する（保育士、社会福祉士、教員免許等）者が望ましい」とある。また、設置者が、（大学において、心理・教育・社会・芸術・体育のいずれかに関する学部･学科･専攻を卒業し）認めた者等である。また、運営基準において、職員の資格要件は、施行の日（2014年4月1日）から2020年3月31日までの間に放課後児童指導員の資格要件を満たすこととされている。

⑥放課後子どもプラン

2009年度から、厚生労働省管轄の「放課後児童健全育成事業」（上記②で解説）と文部科学省管轄の「放課後子ども教室推進事業」が、一体的もしくは連携して実施される放課後子どもプランを実施した。

ア．放課後子ども教室推進事業

文部科学省において、2004年度から2006年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施した。この「放課後子ども教室推進事業」は、2009年度より、「地域子ども教室推進事業」の国の支援の仕組みや内容を変更して実施するものである。具体的な内容は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの実施を行うものである。具体的な計画（プログラム）は各地域で決める。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対し補助を行うものである。

さらに、2006年度までの「地域子ども教室推進事業」では、PTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者など、地域の多くの方々にボランティアとして参加を求め、安全管理面に配慮し、子どもたちを見守りながら、様々な活動が展開していた。「放課後子ども教室推進事業」においても、同様に地域の人々に求めている。

ここに関わる大人の役割としては、「コーディネーター」、「安全管理員」、「学習アドバイザー」等を置き、「コーディネーター」は、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についての調整や、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行い「安全管理員」は、子どもたちの安全管理を図り、最後に「学習アドバイザー」は、子どもたちに学習機会の提供を行う役割を担っている。

イ．放課後子どもプラン

放課後子どもプランの概要は、「子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化

したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、2006年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」を創設しました」とあり、文部科学省と厚生労働省の壁をなくして、放課後の子どもたちの健全育成を図ることが目的である。

⑦放課後子ども総合プラン

放課後子どもプランは、厚生労働省管轄の「放課後児童健全育成事業」と文部科学省管轄の「放課後子ども教室推進事業」が、一体的もしくは連携して実施されていたが、2014年より、「放課後子ども総合プラン」に移行される。その目的は、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める」とし、さらに、全ての児童に対し放課後等の居場 所を計画的に整備すること。学校施設の徹底的活用し、全ての小 学校区で放課後児童クラブ及び放課 後子ども教室を一体的に又は連携して実施すること。計画的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進を図ること。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量設定（2019年度末）することを追加した。

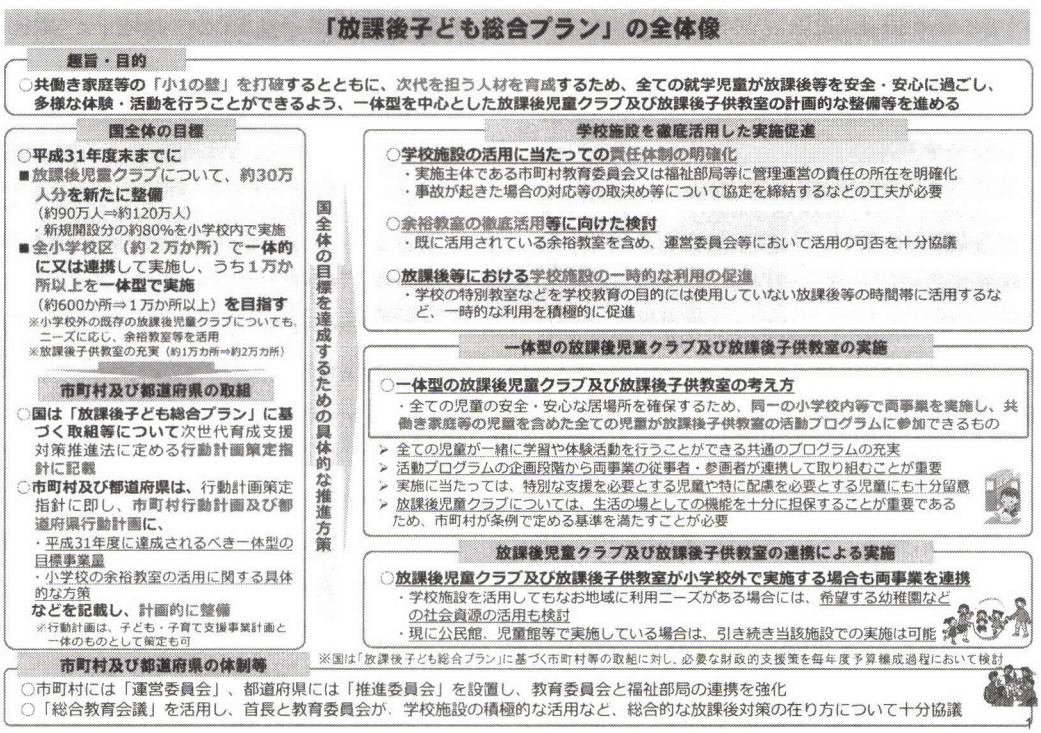

表１ 放課後子ども総合プランの全体像

出典：放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議【資料1】（2014）
「～放課後子ども総合プランについて～」厚生労働省、文部科学省、p1

(3) 学童保育の制度施策等のまとめ

学童保育の関連制度施策のまとめとして、以上の7つの制度施策を示した。このような流れから、2015年4月からは前述のとおり「子ども・子育て関連3法」によって学童保育は制度的に大きく変わる予定である。今までは、国や地方自治体の公的な責任の所在が不明確であったが、この施策により、国が学童保育の基準を2013年度中に省令で定め、それに基づき、市区町村が条例で独自の基準を2014年度に策定する。さらに、学童保育を市区町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」の1つとして位置づけられるため、市区町村が学童保育の整備計画を策定することが義務づけられ、2013年度中に事業計画の策定のためのニーズの調査を行い、2014年度に事業計画を定め、2015年度から実施する予定になった。これらのことにより、公的責任の所在が明らかになることに期待が持てる。

しかし、公的責任の所在として考えられる地方自治体の基準が統一されておらず、学童保育の「適切な遊び等の健全育成」、「家庭にかわる生活の場」、「子どもと親の安心・安全の場」等の独自性を基準の中に盛り込んでいないといえる。このことにより、市町村ごとに違いがあり、例えば、川崎市、東京都品川区、渋谷区は、学童保育事業を廃止して、「全児童対策事業」のみを行い、板橋区では、学童保育事業を廃止し、児童福祉法によらない区独自の「全児童対策事業」を開始し、横浜市、名古屋市、大阪市では、17時までは「全児童対策事業」で17時以降は「放課後児童対策」(17時までは無料でそれ以降は有料。いわゆる5時から学童)を行っている。

また、児童福祉法が改正され、学童保育の対象年齢が、現在の「おおむね10歳未満」から「小学生全体」に拡大されことにより、待機児童の数がさらに上昇することが予想され、学年の高い利用希望児への対応が後回しになる可能性も否定できないといえる。

前述の通りに、制度施策が整備されつつあるが、学童保育の独自性やその質・量とも確保できているのか、学童期の子どもの最善の利益、保護者支援やニーズを果たしているのか疑問が残るといえる。

2. 放課後児童指導員に対する質問紙調査から

(1) 調査の概要

① 調査の目的及び調査対象

前節の学童保育の制度施策等の動向の整理から、学童保育に対しての制度施策が整備されつつあるが、学童保育の独自性やその質・量とも確保できているのか、学童期の子どもの最善の利益、保護者支援やニーズを果たしているのか疑問が残ると示した。ここでは、放課後児童指導員が学童保育を行う時に、「子どもとの関係」、「専門職について」等を調査することにより、学童保育の独自性の明確化や学童期の子どもに対しての最善の利益とは何か、そして、保護者にたいしての支援のあり方を明らかにし、今後の学童保育のあり方の方向性を探ることを目的とする。

また、調査対象は、学童保育(3施設)の放課後児童指導員(10名)を対象に質問紙調査を行った。

②調査方法

記述式アンケート(A4サイズ両面コピー1枚)による調査を実施した。主なアンケート内容は、ア. 基本事項(性別、経験年数、資格)、イ. 子どもとの関係について、ウ. 専門職として、エ. その他、学童保育について等の質問を行った。

③倫理的配慮

倫理的配慮については、質問紙調査をした放課後児童指導員に対して、本研究の趣旨を説明し、本研究を論文、学術学会発表以外で使用しないことを説明し同意を得た。また、得られたデータは、個人を特定できないように配慮することとした。得られたデータについては、筆者が考察を加えることの

了承を取った。質問紙調査を行った人からの開示の要求があったときには、直ちに開示する旨も伝えた。

(2) 調査の結果

①基本事項

性別、経験年数、現在取得している資格は次のような回答だった。

性別

女性（8名：80%）、男性（2名：20%）

経験年数

平均 4.7 年

（半年：1名、3年：3名、3年半：1名、4年1名、5年：1名、6年：1名、7年：1名、12 年：1名）

現在取得している資格（複数回答あり）

保育士:5名、児童指導員:1名、幼稚園教諭:4名、小学校教諭：2名、資格なし：3名

3. 考察

ここでは、(1) 質問紙調査からでは、質問紙調査での各結果の意味内容について、学童保育の独自の活動の視点で、その類似性により分類し、カテゴリーを付け分析を加える。なお、学童保育の独自の活動とは、①子どもの放課後の姿、②放課後児童指導員の専門性、③学童保育という場、④保護者に対する支援の4つからなる。また、カテゴリー化をするにあたって、幼稚園教諭1名、保育士・幼稚園教諭養成大学教員1名、学童保育を経験したことがある保育士1名の合計3名を、カテゴリーを分類する際に立ち会いをして頂き、大項目における整合性及び客観性を図るための意見をうかがった。(2) まとめとして、制度施策と調査の結果をマクロの視点、メゾの視点、ミクロの視点で整理し、学童期の子どもとその親の支援、放課後児童指導員及び学童保育の今後のあり方について考察する。

(1) 質問紙調査から

学童保育に勤務する放課後児童指導員に質問紙調査を行った。各問いに関する結果をまとめ、分析を加える。

②子どもとの関係についての質問

問 1　学童保育を行っているうえで、どのような観点でお子さんと関わっていますか。また、お子さんに対する思いはどのようなものがございますか。

カテゴリー	放課後指導員の記述
子どもの成長	・自分で考える力を育てたい。 ・自分で考え、決定し、行動できる子に。 ・自分の気持ちを相手に伝えることができ、相手の気持ちを理解できる子に。 ・生きる力を育てたい。 ・子どもも大人も、みんな違って当たり前、違いを認めあえるような心を持ってほしい。 ・自分を愛し、他人を大切に思えるように、自分の人生は自分が主役として歩くように、行く道、方向を決定できる子になってほしい。
子ども同士の関わり	・子どもは、子ども達の中でぶつかったり、共感しあって仲間意識をもったり、お互いを助け合ったり、励ましあったりしながら、いろいろな経験をして子どもらしく成長してほしいと思う。 ・他人を大切に思えるように。 ・学校ではないので、ある程度子どもの遊び時間を大切にし、遊びの中から交友関係、コミュニケーション能力の有無を見ている。
安心・安全な居場所	・学校が終わって、家庭に帰るまでの“もう一つの家”、“大きな家族”のようなところとして、子ども一人ひとりが居場所をみつけて、安心して楽しく過ごせるように、見守り関わっていきたいと思う。 ・もう一つの家、大きな家族と考えて子どもたちと関わっている。 ・生活の場として、どの子どもにも安心して過ごせる居場所づくりを心掛けている。 ・安心して帰ってこられる場所を子どものために用意してあげられるように気にかけている。 ・子どもがホッとできる安心できる場所であるように、遠慮なく甘えてこられるような存在でありたいと思っている。
やすらぎ	・学校で頑張ってきて疲れている子どもが多いので、学童に帰ってきたら、ホッとできてのびのび過ごせる居場所でありたい。 ・一緒にいて話をして笑えたらよいと思っている。 ・子どもがホッとできる安心できる場所であるように、遠慮なく甘えてこられるような存在でありたいと思っている。
指導員の対応・指導員の思い	・パートナーとして見ていきたいと思っている。 ・どの子にも自分らしく過ごせるようにと思っている。 ・目線を同じにして対応するようにしている。 ・放課後児童指導員は、学校の先生でもなければ、親でもないので、難しいが基本は子どもの味方。学校でも頑張っている子をほめる気持ちで見ている。

②問1の質問では、「子どもの成長」、「子ども同士の関わり」、「安心・安全な居場所」、「やすらぎ」、

「指導員の対応・指導員の思い」の5つのカテゴリーに分類した。

「子どもの成長」では、子どもが自ら考えたり、行動したりできるような主体性を持った人に成長してほしいという意見が出ている。また、その主体性を持って、他者を理解・尊重し、豊かな人生を送ってほしいという願いも出ている。

「子ども同士の関わり」では、生活や遊びの関わりの中から、仲間意識を持ってほしいと考えているようである。その中には、コミュニケーションを持つ力や、他者に対する理解を深めてもらいたいという希望が読み取れる。少子化が叫ばれている今だからこそ、子ども同士のコミュニティが大切である。学校だけではなく、生活の場、遊びや活動の場としての学童保育の大切さ必要性がわかる。

「安心・安全な居場所」では、学童保育に通う家族と感じ、安心・安全な居場所を創ることを考えている。自分が所属している場所はとても大切である。また、大人の目がある安心感は必要だと考える。

「やすらぎ」では、学童保育という場所は、上記の安心・安全な居場所の他に、「子どもがホッとできる安心できる場所であるように、遠慮なく甘えてこられるような存在でありたいと思っている。」の意見が表すように、精神的なやすらぎを感じられる場所として、学童保育があると読み取れる意見があった。この「やすらぎ」について考察を行うと、子どもが学校での疲れ学童保育という場所で表し、その子どもの疲れを放課後児童指導員は感じていると推察できる。その子どもの疲れとはいったいどういうものなのかは、今後の課題にする。

「指導員の対応・指導員の思い」では、子どもの味方であったり、同じ目線であったり、パートナーであったり、様々な思いが子どもに向けられているのがわかる。子どもの味方は、守るべき存在であり、同じ目線は、子どもと放課後児童指導員の対等な立場であり、パートナーは、放課後児童指導員になってほしいという願いが込められていると考える。

問2　学童保育をするうえで、お子さんに対しての困っていることはございますか。

カテゴリー	放課後指導員の記述
指導員の対応（自身の問題）	・自分の思いをはっきりと伝えられない子どもは、何をしたいのか、どう接すれば良いのか分からず難しいときがある。性格的な面もあるので、気長に見守っていきたいと思うが…。 ・より良い対応ができるために、知識やキャリアが必要だと思う（場面場面で悩んでいる）。
指導員の対応（親と子どもの関係）	・親の思い（親の求めるもの）と子どもの思い・考えの違いに苦労する（宿題・遊びの考え等で）。 ・親に対して子どものあらわれや問題等を伝えること（どの程度なら踏み込めるか、子どもにおこっている問題をわかってもらうような伝え方、伝えるべきなのかどうかの判断）。
子ども同士の関わり	・自分・友人を大切にしてほしい。
制度・体制の問題	・指導員の人数が少ない。

②問2の質問では回答数が少ないものの、「指導員の対応（自身の問題）」、「指導員の対応（親と子どもの関係）」、「子ども同士の関わり」、「制度・体制の問題」の4つのカテゴリーに分類した。

「指導員の対応（自身の問題）」では、困っている（問題）なのは子どもではなく、自分の専門職としての知識・経験についての課題という意見がでていた。自分の専門性や知識・経験が担保できる専門職養成や研修制度が必要である。

「指導員の対応（親と子どもの関係）」では、宿題や遊びに対しての親のニーズと子どものニーズのずれに悩んでいる。また、子どもの行動や感情のあらわれや問題について、どう伝えるのか考えている意見があった。親のニーズは、乳幼児の時期とは変化し、学習に関して意識が上がるようである。それは、テストや通知表等の点数化や、中学高校大学への進学に対する期待・希望が高いためだと推察する。放課後児童指導員は、親のニーズと子どものニーズそして、子どもの最善の利益の乖離に悩

んでいると考察できる。また、各家庭の考え方の違いに対する伝え方、方法論のあり方に悩んでいる。「子ども同士の関わり」では、「自分・友人を大切にしてほしい。」の一つの意見だが、希望ではなく、困っていることでこの意見ならば重要なことであると考える。この自分や友人を大切にできないということは、いったいどういうことなのか。それを支える放課後児童指導員は、子どもに対してと親に対しての助言や援助が必要になってくると考える

「制度・体制の問題」は、③問2でもカテゴリー化されているので、そちらで説明をする。

この②問2の回答数がすくないことは、筆者の予想外であった。体制・制度に対する問題が少なかった。また、子どもに対しても、発達障害や不適応に対する困難さが出ていない。3施設10名だったためなのか今後の課題とする。

③専門職としての質問

問1　<u>このお仕事を選ばれて、今現在、どのように思いますか。</u>

カテゴリー	放課後指導員の記述
専門職としてのやりがいを感じる・満足・向上	・子どもの素直な"ありがとう"の言葉と無邪気な可愛い笑顔に癒される日々ですが、保護者の考え感じ方はそれぞれなので、対応していく難しさを感じる。 ・重要でやりがいのある仕事だと思う。 ・充実している。 ・毎日とても楽しく幸せである。 ・もう少し続けてできることを探っていきたいと思っている。
専門職としての難しさ・不満	・子どもの素直な"ありがとう"の言葉と無邪気な可愛い笑顔に癒される日々ですが、保護者の考え感じ方はそれぞれなので、対応していく難しさを感じる。 ・社会的に認知度が低すぎると思う。
子どもの成長のうれしさと学童期特有の発達の楽しさ	・乳幼児とは違って、子ども達と一緒にいろいろなこと（遊び・行事）をつくっていける面白さがある。 ・子どもと一緒になって楽しいことを考え、居場所を作っていけること、子ども達が卒所して還ってくれる場所となっていること、 ・たくさんの子どもが自分というものをしっかり持った人間に育ってくれたことを幸せに思う。
子どもにとっての居場所	・子どもと一緒になって楽しいことを考え、居場所を作っていけること、子ども達が卒所して還ってくれる場所となっていること。

③問1の質問では、「専門職としてのやりがいを感じる・満足・向上」、「専門職としての難しさ・不満」、「子どもの成長のうれしさと学童期特有の発達の楽しさ」、「子どもにとっての居場所」の4つのカテゴリーに分類した。

「専門職としてのやりがいを感じる・満足・向上」では、子どもに対して、親に対して、子ども・親に対しての向上心を感じさせる意見があった。ここでは、「子どもの素直な“ありがとう”の言葉と無邪気な可愛い笑顔に癒される日々ですが、保護者の考え感じ方はそれぞれなので、対応していく難しさを感じる。」この意見の前半部分にあたる、「子どもの素直な“ありがとう”の言葉と無邪気な可愛い笑顔に癒される日々ですが」は向上心としてとらえたが、後半部分の、「保護者の考え感じ方はそれぞれなので、対応していく難しさを感じる。」不満ややりにくさ等に変化する可能性があると考えられる。放課後児童指導員の専門性の向上をはかることが大切なのではないか。

「専門職としての難しさ・不満」では、上記の「専門職としてのやりがいを感じる・満足・向上」であった意見で「子どもの素直な“ありがとう”の言葉をと無邪気な可愛い笑顔に癒される日々ですが、保護者の考え感じ方はそれぞれなので、対応していく難しさを感じる。」が、こちらの「専門職としての難しさ・不満」でも受け取れる意見であるためこちらにも分類した。また、学童保育・放課後児童指導員の認知度が低いことが意見として出た。

「子どもの成長のうれしさと学童期特有の発達の楽しさ」と「子どもにとっての居場所」では、子どもの成長する姿に対して喜びを感じている意見があった。また、「子どもと一緒になって楽しいことを考え、居場所を作っていけること、子ども達が卒所して還ってくれる場所となっていること。」は、この2つのカテゴリーに分類できると考え、卒所しても戻ってくる居場所になっていることにも喜びを感じている

ようである。学童保育では卒所しても戻ってきて、自分の居場所としての位置づけをしているようだと、放課後児童指導員は子ども達のことを見ているようだが、放課後子ども教室推進事業の放課後子ども教室や児童館では同様に居場所として戻って来るのだろうか。また、戻って来る来ないは、成長の通過点として考えれば、良いことなのか、どうなのか、今後、検討を行いたい。

問2　学童保育に対して、今後どのようになればよいと思いますか。

カテゴリー	放課後指導員の記述
子どもに誇れる専門職の姿勢	・幼稚園や保育園のように学校を卒業して働きたいと思え、ここの仕事で食べていけると思える職業に（全国的に、半日の仕事ではなく、1日仕事になれば）。 ・子ども達と生活を楽しむ場となっていくと良い。
勤務する学童保育所への注文	・今所属している学童保育のように、もっと子ども主体で、子どもたちが生き生き生活できれば…。 ・家庭的な雰囲気を大切にする。
行政に対しての注文・不満	・行政も曖昧ではなく、統一された規則や資料を作成して、よりよくなるように、指導員の働く環境を含めて検討・迅速な対応をお願いしたいと思う。 ・幼稚園や保育園のように学校を卒業して働きたいと思え、この仕事で食べていけると思える職業に（全国的に、半日の仕事ではなく、1日仕事になれば）。 ・社会にもっともっと認められていくべき職業である。行政的にもっと整備され、指導員が安心して働く事ができ、子ども達と生活を楽しむ場となっていくと良い。 ・今所属している学童保育のように、もっと子ども主体で、子どもたちが生き生き生活できれば…。 ・学童の待機児童が減ればよいと思う。

③問2の質問は意見が少ないものの、「子どもに誇れる専門職の姿勢」、「勤務する学童保育所への注文」、「行政に対しての注文・不満」の3つのカテゴリーに分類した。

「子どもに誇れる専門職の姿勢」では、保育士や幼稚園教諭と同じように憧れる職業になってほしいという意見があった。この意見は、学童保育のやりがいをわかってほしいという気持ちの表れと考えた。保育士・幼稚園教諭と同じように認知度をあげる必要性があると考える。

「勤務する学童保育所への注文」では、現在所属している学童保育では子ども主体で保育しているので、満足している意見があり、他の学童保育でも同様に子ども主体で子どもを保育してほしいと考えているようである。このことは、保育所のように保育所保育指針が学童保育には現在ないので、運営や方針が各学童保育で偏っていることからだと考察できる。

「行政に対しての注文・不満」は、以下の③問3と付随しているのでそこで整理する。

問3　②の質問に付随しておりますが、学童保育に対しての要望をお聞かせください。

カテゴリー	放課後指導員の記述
行政に対しての注文・不満	・指導員の処遇改善（ずっと働き続けていける待遇・保障）。 ・保障の面で制度を充実させてほしい。 ・職員の手がたくさんあればできることがいっぱいあるのに（おやつ一つにしても、子ども達と一緒に手作りをするとか）。
学童保育所と行政の対等な立場	・底辺の力を強くまとめ行政と関わってほしい。

③問3の質問は意見が少ないものの、「行政に対しての注文・不満」、「学童保育所と行政の対等な立場」の2つのカテゴリーに分類した。また、③問2の「行政に対しての注文・不満」の意見も付け加え整理する。

「行政に対しての注文・不満」・「学童保育所と行政の対等な立場」では一貫した支援・見解を求めている。待遇面においても安心して働ける環境づくりを求めていることがわかる。筆者の意見では、待遇面に関して多くの意見が出るのかと考えていたが、少数の意見であり予想外であった。さらに、子どもに対して安定した援助を行うために、人員増を求めている。また、③問2の「勤務する学童保育所への注文」と重なる意見として、「今所属している学童保育のように、もっと子ども主体で、子どもたちが生き生き生活できれば…。」とあり、統一し

た保育指針の必要性を訴えていると取れる意見があった。

④その他学童保育についての質問

問　その他上記以外で、学童保育にお話ししたいこと等がございましたらご記入ください。

カテゴリー	放課後指導員の記述
学童保育の施設についてのあり方・専門性	・学童保育（放課後児童クラブ）は、課題から離れた時間を生活するところ、学校や塾であってはいけない。自分でやりたいことを見つけ獲得し、ありのままをそのままだせる居場所でなくてはいけない。 ・学童保育という生活の場だからわかること、できることがあるので、子どもに関わるように職種の方々に理解してもらいたいし、活用してほしい（障がいのある子、学校で困り感を持っている子などへのアプローチとして、学童での"あらわれ"は重要で有効であると考える。）

④その他上記以外についての質問では、「学童保育の施設についてのあり方・専門性」の1つのカテゴリーに整理した。ここでの意見は、学校ではなく、塾でもない、「学童保育」という場所の特性・専門性を理解してほしい意見と、活用してほしいという意見があった。これは、学童保育が学習・遊び・仲間との生活の場であり、学習を主体にした、学校や塾と違う育ちの場であることを指摘していると考える。

(2) まとめ

まとめとして、制度施策と調査の結果をマクロの視点、メゾの視点、ミクロの視点で整理する。

①マクロの視点として（制度施策の課題）

施策制度と放課後児童指導員の質問紙調査から、大きく制度施策上の不備を指摘された意見は少ないものの、学童保育施設の量と質の問題はあるといえる。

量の点に関して、学童保育協議会の調査によると、2014年5月現在、1161市町村に22,096か所開設され、利用児童は93,3535人 となっている。また、同協議会によると2013年の厚生労働省「国民生活基礎調査」及び「労働力調査」の結果から、低学年に限っても潜在的待機児童は、400,000人と推計 できるとしている。放課後児童指導員の質問紙調査からも指摘を受けているように、学童保育施設の待機児童の問題が出始めており、量的拡充が必要になってくる。

質の点に関しては、施設の規模、設備等にも偏りが見られる。施設の規模に関しては、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」で集団規模は、おおむね40人が望ましい、1施設の規模は最大70人までとすることなどとした。しかし、今現在も71名以上の学童保育施設に対しての補助金が継続していることもあり、71名を超える学童保育施設は存在している。設備に関しては、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」や「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」としているが、学童保育の独自性ともいえる「子どもの生活の場」、「子どもが成長する場」としてのより具体的な、基準を示すべきだと考える。

②メゾの視点（学童保育施設の課題）

放課後児童指導員の質問紙調査からの指摘で、「今所属している学童保育のように、もっと子ども主体で、子どもたちが生き生き生活できれば…。」とあり、統一した学童保育指針の必要性を訴えていると示した。学童保育の保育指針については、学童保育協議会で試案を出しており、「私たちは学童保育の拡充を願って2003年に、学童保育で子どもが毎日安全で安心して過ごせるための条件整備として学童保育の最低基準の必要性と「私たちが求める学童保育の設置・運営基準を提言し、その実現を国や自治体に求めました。同時に、学童保育の保育内容をつくっていく場合の基本となる学童保育の保育指針（案）を提言しました。」としている。また、

その内容を吟味し、2003年から月日がたち、学童めぐる内容の変化に対応し2013年9月に改訂版にした。その内容の項目を挙げると、「第1章学童保育の目的・役割、第2章学童保育の保育内容、第3章記録・保育計画・職員会議等、第4章保護者の働きながらの子育てを支える、第5章関係機関との連携、第6章指導員の資質向上と職場のチームワーク」からなっている。学童保育が法的な位置づけを受けるということは、一定な質の保証が重要になってくる。今後議論を重ねて、学童保育の保育指針が出来ることが望まれる。

また、保育所が、主に働いている保護者のかわりに、子どもを「子守り」をしているだけではないのと同様に、学童保育も、仕事から帰ってくる親を待つ間の「子守り」や「塾」、ましてや「学校」でなはい。このことが、放課後指導員からの指摘で明らかになった。学童保育施設は、子どもが親のお迎えがあるまで、安全・安心できること。安らぐ・休むことが出来ること。食事やおやつを食べること。異年齢の子どもたちと遊ぶこと。宿題・勉強を行うこと。いろいろな行事や体験をすること等が行われなくてはならないと考える。そのための指針や施設整備等が重要になる。

③ミクロの視点（放課後児童指導員の課題）

放課後児童指導員の質問紙調査からカテゴリーした中に「指導員の対応（自身の問題）」があり、自分の専門職としての知識・経験についての課題という意見があった。この意見に対して筆者は、自分の専門性や知識・経験が担保できる専門職養成や研修制度が必要であると指摘した。専門職養成や研修制度は、例えば、一般財団法人児童健全育成推進財団が行っている、児童館・放課後児童クラブの専門職向けのプログラムを用意している。この研修会や学童保育施設内研修会、市町村主催の研修会にどれほど参加できるかは未知数である。

「指導員の対応（親と子どもの関係）」カテゴリーでは、宿題や遊びに対しての親のニーズと子どものニーズのずれに悩んでいる。そして、子どもの行動や感情のあらわれや問題について、どう伝えるのか考えている意見があった。親のニーズは、乳幼児期の子どもと同じニーズではなく、学童期の子どもに対しては、勉強・学習に関して意識が変化しているようである。それは、テストや通知表等の点数化や、中学高校大学への進学に対する期待・希望が高いためだと推察する。放課後児童指導員は、親のニーズと子どものニーズそして、子どもの最善の利益の乖離に悩んでいると考察できる。また、各家庭の考え方の違いに対する伝え方、方法論のあり方に悩んでいる。親のニーズと子どものニーズを汲みつつ、子どもの最善の利益を追求するには、まず、保護者との有益な関係作りが必要となる。そのために、保護者との信頼関係を築くコミュニケーションスキルの向上が必要で、信頼関係を築く、知識を得るために、養成校で行う保護者相談支援、教育相談等の学習が必要でさらに、学童期の子ども持つ親に対しての対応を意識した内容が必要である。また、その知識を活用するために、実践の場が必要で実習経験が必要ではないだろうか。

Ⅳ　おわりに

放課後児童指導員の課題として、学童保育協議会の「指導員に関わる課題は早急に解決を」という提言があり、その中で、①指導員の仕事の確立、②専任・常勤・常時複数配置という配置基準の確立とその財政的保障、③指導員が安心して働き続けられるような労働環境の向上、④指導員が力量を向上させていくための研修の充実、研修体系の確立、⑤指導員の公的資格制度の創設と養成機関の整備を課題として挙げている。今回の放課後児童指導員からの質問紙の中に課題として出ている意見もある。専門職としての身分の保証を早急に

取り組んで欲しい。

また、前節（3）学童保育の制度施策等のまとめでも述べた通りに、各地方自治体で、放課後子ども総合プランとの兼ね合いの問題は、放課後子ども教室事業と一体化及び連携をしていくとしている。今後の推進は、例えば、保育所と幼稚園の関係、そして、認定こども園との関係ように、財政・制度・諸官庁とのやり取りだけではなく、「適切な遊び等の健全育成」、「家庭にかわる生活の場」、「子どもと親の安心・安全の場」という学童保育の独自性ある活動を考慮し、学童期の子どもや保護者、そして、専門職の最善の利益を考えた推進を行って欲しい。

引用・参考文献

[1] 平田貴子（2007）「わが国における学童保育の現状に関する一考察」『川崎医療短期大学紀要 27 号』pp47-51

[2] 伊部恭子（2010）「学童保育における子育て支援・家庭支援の課題」『佛教大学社会福祉学部論集 第6号』pp1-18

[3] 上村裕樹、坂本大輔、伊勢正明（2013）「学童保育における指導員の困難性に関する研究：学童保育所指導員を対象にした質問紙調査の結果から」『帯広大谷短期大学紀要（50）』pp59-67

[4] 藤田純子、小林千尋、草野篤子（2011）「放課後における学童保育指導員の専門性と課題」『湘北短期大学紀要（32）』pp169-182

[5] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2007）「放課後児童クラブガイドライン」厚生労働省　p 2

[6] 柏女霊峰（2013）「改訂版･放課後児童クラブガイドライン」財団法人こども未来財団　p ii

[7] 全国学童保育連絡協議会（2014）「学童保育情報 2014－2015」全国学童保育連絡協議会　p16

[8] 前掲書 7　p17

[9] 前掲書 7 p183

放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議「～放課後子ども総合プランについて～【資料 1】」厚生労働省・文部科学省（http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000054557.pdf、2014.920）

池本美香（2010）「子どもの放課後を考える」剄草書房

伊藤陽一（2013）「学童期における子育て支援制度の経緯と課題」『東京都市大学人間科学部紀要（5）』pp47-61

伊藤陽一（2010）「学童期の子育て支援における支援者のあり方 (1) 支援者に必要な 3 つの視点（親子キャンプから）『小池学園研究紀要（5）』pp105-123

柏女霊峰（2013）「子ども家庭福祉論 第3版」誠信書房

厚生労働省（2012）『児童環境づくり基盤整備事業関係』（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0320-6-6a.pdf、2014.9.18）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2007）「放課後児童クラブクラブガイドラインについて」厚生労働省（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate13/dl/kosodate-g.pdf、2014.9.20）

厚生労働省令（2014）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」厚生労働省（http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000046169.pdf、2014.9.20）

文部科学省及び厚生労働省（2006）『「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】』（http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/shared/pdf_old/concept.pdf、2014.9.18）

文部科学省及び厚生労働省（2006）『「放課後子どもプラン」推進のための連携方策～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～』（http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/shared/pdf_old/overview.pdf、2014.9.18）

内閣府（2014）「子ども子育て支援法」（http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/shien-h.pdf、2014.9.20）

西村芳彦（2013）「放課後子どもプランにおける放課後子ども教室の課題―中核市千葉県柏市の事例を中心にして―」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 20 号－2』pp209-219

下浦忠治（2007）「放課後の居場所を考える」岩波書店